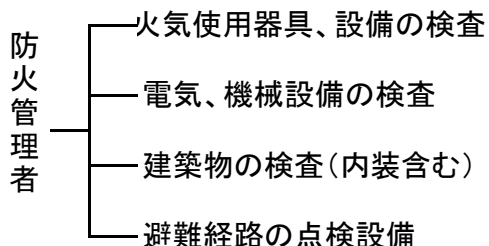
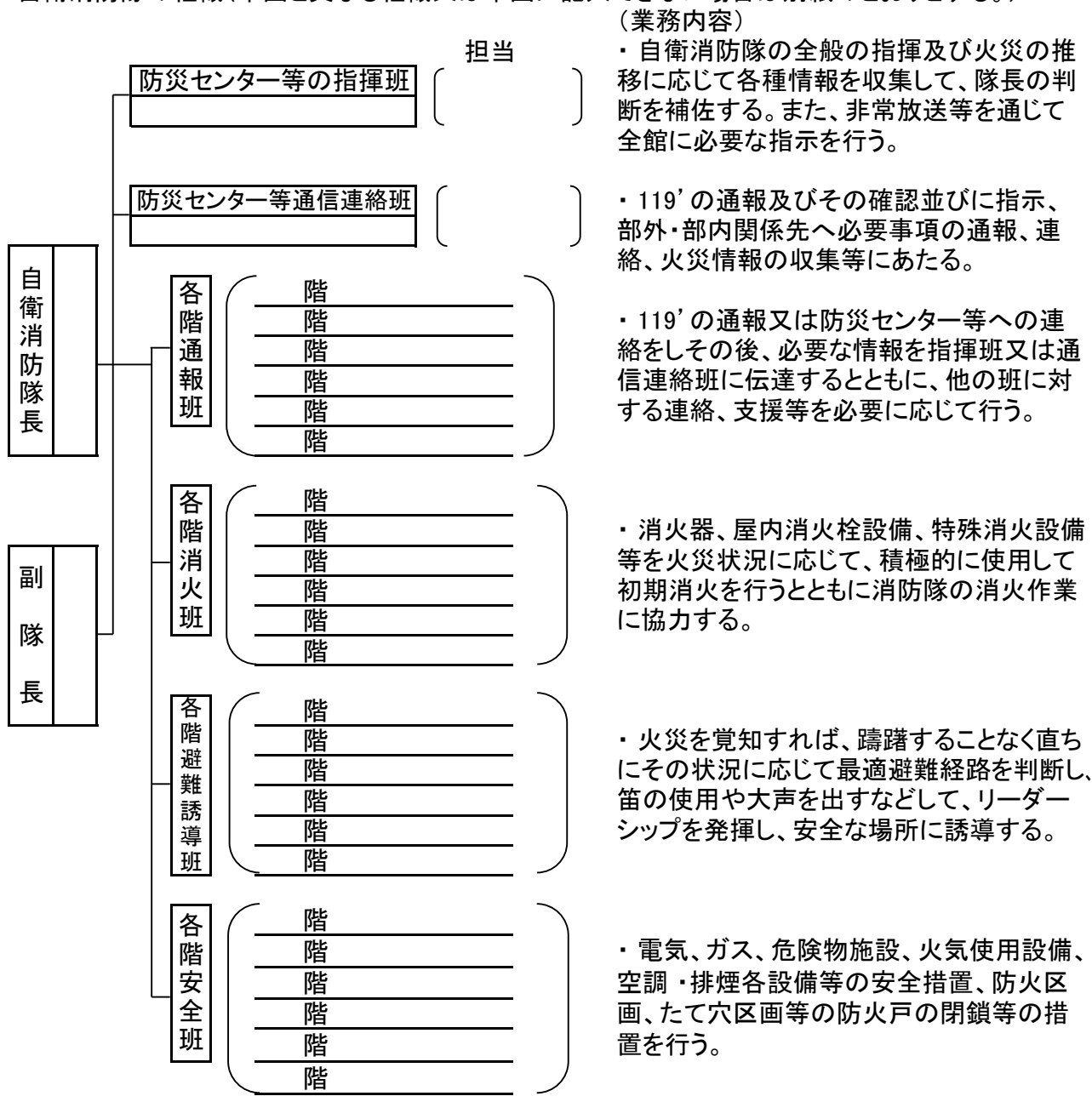


1 防火管理組織(社(店)内の組織として、防火管理業務の分担、処理体系は次のとおりとする。)

(記載例)



2 自衛消防隊の組織(本図と異なる組織又は本図に記入できない場合は別紙のとおりとする。)



3 消 防 設 備 担 当	① 消 火 器		③ 自動火災報知設備		⑤ 屋内消火栓設備		⑦ 特殊消火設備又は 特殊消防用設備等			
	各階設置数	担 当	・受信機設置場所		各階設置数	担 当	設備名 設置場所 担 当() ⑧ 連結送水管等 送水口設置場所 () 消防隊誘導担当 ()			
	階 本		階の_____		階 個					
	階 本		担当 昼間()		階 個					
	階 本		夜間()		階 個					
	階 本		・副受信機設置場所		階 個					
	階 本		階の_____		階 個					
	階 本		担当 昼間()		階 個					
	階 本		夜間(警備会社)		階 個					
	②避難器具	担 当	④ 放送設備		⑥ 自動火災報知設備 又は放送設備の操作・ 監視業務の外部委託				委 託 先	
	階 個		設置場所		電 話				— —	
	階 個		階の_____		〇〇〇〇〇〇〇〇 を実施					
	階 個		担当 昼間()							
	階 個		夜間()							
階 個										
4 通 報 連 絡	・出火場所→119'				・出火場所→指揮班					
	① 火災発見者は社(店)内電話を利用して直接119' 通報する。 ② 火災発見者は社(店)内電話で指揮班(保安室、事務室等)に連絡する。 ③ 自動火災報知設備受信機により火災覚知した場合、又は火災発見者等から連絡をうけた場合、保安委員等は119' 通報するとともに現場を確認し、状況により全館鳴動及び非常放送をする。 ④ 通報内容を定めておく。 ○				① 火災が発生したことを連絡する。 ② 初期消火可能(不可能)であることを連絡する。 ③ 応援が必要(不要)であることを連絡する。 ④ 避難開始が必要(不要)であることを連絡する。 ○				○ ○ ○ ○ を 実 施 ○ ○ ○ ○ ○ ○ を 実 施	
〇〇〇〇〇 を実施				・指揮班→消防隊						
				① 出火場所の説明及び誘導する。 ② 延焼状況の概要報告をする。 ③ 在館者の避難状況、要避難者の有無を報告する。 ④ 建物状況を報告する。 ⑤ 危険物、電気、ガス施設の状況を報告する。 ○						

<p>5 消 火 活 動</p>	<p>・初期消火活動</p> <p>① 火を見てもあわてずに落ち着いて行動する。</p> <p>② 水道ホースなどを使用する。</p> <p>③ 消火器を使用する。 { 使用は天井着火までとし、いつまでも消火器に執着しない。 }</p> <p>④ 消火器使用と同時に屋内消火栓設備の放水態勢をとり早期に使用する。 操作順序は、消火栓箱に貼布された操作方法による。</p> <p>⑤ ホースのねじれ、折り曲げに注意する。</p> <p>⑥ 周囲の状況に注意し退路を考え、深追いしないこととする。</p> <p>○</p>	<p>・特殊消火設備による消火活動</p> <p>① 小規模火災のうち消火器を使用する。</p> <p>② 的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決心する。</p> <p>③ 使用時は付近に注意を喚起する。</p> <p>④ 指揮班に必要事項を連絡する。</p> <p>⑤ 使用後は早目に避難する。</p> <p>○</p>	<p>・消防隊支援活動および安全防護措置</p> <p>① 消防隊が現場到着した場合には、火災、延焼状況を通報する。</p> <p>② 放水作業等の交替を円滑に行う。</p> <p>③ 交替時は消防隊の要請により消防隊の消火作業を支援する。</p> <p>④ 安全班は電気、ガス施設、空調、排煙各設備などの安全措置を行う。</p> <p>⑤ 消防車両進入障害物を除去し、消防車両を誘導する。</p> <p>⑥ 消防隊員を火災現場に誘導する。</p> <p>○</p>
	<p>○○○○○○○○ を実施</p>	<p>○○○○○○○ を実施</p>	<p>○○○○○○○○○ を実施</p>
<p>6 避 難 計 画 概 要</p>	<p>・各階の避難計画は、次のとおりとする。</p>		
<p>7</p>	<p>管理権原が分かれている防火対象物における管理権原の範囲は、次のとおりとする。</p>		
<p>8 共 同 に よ り 防 火 管 理 者 を 選 任 す る 場 合</p>	<p>① 防火管理を統一的に実施するため、各事業所の管理権原者が協議事項を定め防火管理者を共同により選任する。</p> <p>② 協議事項は、別添(共同で選任する場合の協議事項)のとおりとする。</p> <p>○</p>		
<p>○ ○ ○ を 実 施</p>			

<p>9 避難 及び 避難 誘 導</p>	<p>・避難の開始</p> <p>① 非常ベルが鳴ったら避難に備え避難準備態勢をとる。</p> <p>② 大声で皆に知らせる。</p> <p>③ 責任者はリーダーシップを発揮して的確に避難行動を指示する。</p> <p>④ なるべく制服を着ている者や腕章を着用している者が、リーダーシップをとる。</p> <p>⑤ 必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。</p> <p>⑥ いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動をとらせない。</p> <p>⑦ 地震発生ときは、必ず係員が必要な指示を行う。</p> <p>○</p>	<p>・避難の方法</p> <p>① 各階の避難誘導班の責任者は、当該場所における最適避難方法を決定する。</p> <p>② 避難順序は、</p> <p>ア 横方向への避難 (避難橋、連絡通路等の利用)</p> <p>イ 下方向への避難 (屋外階段、屋内階段等の利用)</p> <p>ウ 上階方向への避難 (屋上、屋上避難広場の利用)とする。</p> <p>③ 避難器具は最終的な方法とする。</p> <p>④ 避難場所は予め定められた場所とする。</p> <p>○</p>	<p>・指揮班の避難誘導及び指揮</p> <p>① 火災の全体状況の把握に努める。</p> <p>② 時機を失せず非常放送等により火災状況を説明するとともに、避難方法を指示する。</p> <p>③ パニック現象を考え、放送内容等については平素から十分に留意しておく。</p> <p>④ 消防隊との密接な連絡を保つこととする。</p> <p>⑤ 安全班に空調停止、排煙措置、防火戸の閉鎖確認等の指示をする。</p> <p>⑥ 要救助者の有無の確認をする。</p> <p>⑦ 避難の細部計画は社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>
	<p>○○○○○○○○○○を実施</p>	<p>○○○○○○ を実施</p>	<p>○○○○○○○○○○を実施</p>
<p>10 避難 ・ 通報 ・ 消火 訓練 計画</p>	<p>・避難訓練の内容は震災対策を含め次のとおりとする。</p> <p>① 非常ベル鳴動時の避難準備態勢訓練</p> <p>② 館内放送による避難誘導訓練</p> <p>③ 各々の場所における最適避難誘導訓練</p> <p>④ 責任者、指導班の指示・命令訓練</p> <p>⑤ 安全班における防火戸等閉鎖訓練</p> <p>⑥ 各職場ごとに訓練に応じた目標を設定して行き、各人がその任務について熟練するよう努める。</p> <p>⑦ 避難器具操作・取り扱い訓練 (固定式以外のは危険を伴うことがあるので十分な注意を払う。)</p> <p>○</p>	<p>・通報訓練の内容は次のとおりとする。</p> <p>① 自動火災報知設備受信機による火災覚知訓練</p> <p>② 放送設備による館内放送訓練</p> <p>③ 社(店)内電話により、保安室等へ通報する訓練</p> <p>④ 社(店)内電話により、119'し必要な情報を伝える119'通報訓練</p> <p>⑤ 出火場所及び各班から指揮班へ連絡する訓練</p> <p>⑥ 指揮班から各班及び消防隊へ情報伝達する訓練</p> <p>○</p>	<p>・消火訓練の内容は次のとおりとする。</p> <p>① 消火器訓練</p> <p>② 水道ホースなどによる訓練</p> <p>③ 屋内消火栓設備による操作・放水訓練</p> <p>④ 特殊消火設備の模擬操作訓練</p> <p>⑤ 火気使用設備の使用停止訓練</p> <p>○</p>
	<p>○○○○○○○○○○を実施</p>	<p>○○○○○○○○○○を実施</p>	<p>○○○○○○○○ を実施</p>
<p>11 訓練 実施 計画</p>	<p>① 消火訓練及び避難訓練を(年1回、年2回)以上実施し、そのうち避難・通報・消火の総合訓練を年1回以上実施する。</p> <p>② 訓練実施時は予め消防機関に通報する。</p> <p>③ 訓練内容はできるだけ写真等で記録し、次回の訓練等の参考とする。</p> <p>④ 震災対策としての防災訓練を実施する。なお、細部については、社(店)内防火規則で定める。</p> <p>○</p>	<p>実施時期</p> <p>月</p> <p>月</p> <p>月</p> <p>月</p> <p>○</p> <p>○○○○○○ を実施</p>	

<p>16</p> <p>ガス漏れ事故対策</p>	<p>① ガス漏れ事故対策は、防火管理者の指示の下に行う。</p> <p>② 平素から、ガス器具、ホース、各コックの老朽、破損等の点検整備をし、不相当使用は厳に禁止する。</p> <p>③ ガス機器使用後は必ず閉栓することを義務づけ、夜間、休日は保安員等が点検する。</p> <p>④ ガス漏れ時は付近のガスコックを閉鎖し、火気厳禁とするとともに次により遅滞なく119'等にガス漏れ状況(爆発)状況を詳細に通報する。</p> <p>⑤ 通報内容は「〇〇〇でガス漏れがしています。(ガス爆発がありました。)所在は〇〇〇〇です。ガス漏れ(爆発)部分は〇階〇〇〇です。ガス漏れ範囲は〇〇〇〇〇〇です。」等とする。</p> <p>⑥ 館内への避難通報は混乱を引き起こさせぬよう十分考慮するとともに、ガス漏れの規模範囲等に応じて最小限の応急措置要員を残し前記9に準じ避難誘導を行う。</p> <p>⑦ 緊急時には、二次災害に十分考慮を払い必要に応じ時機を失せずガス供給遮断弁を閉鎖する。</p> <p>⑧ 館内通報の内容はおおむね次のこととする。 ア ガス漏れ事故発生場所とその概要 イ 火気使用禁止の指示とその範囲 ウ 避難誘導及びその指示等</p> <p>⑨ 消防隊及びガス供給事業者の到着時、実施措置内容、事故概要等の情報を報告するとともに必要な指示を受け協力する。</p> <p>⑩ 以上のほか、ガス漏れ事故対策について必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>																										
	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 を実施</p>																										
<p>17</p> <p>消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検計画</p>	<p>① 消防用設備等の法定点検(6か月ごとに機器点検、1年ごとに総合点検)を行い、その点検結果を維持台帳に記録し、__年に1回、消防機関に報告する。</p> <p>② 特殊消防用設備等の点検は、設備等設置維持計画に定める期間ごとに行い、その点検結果を維持台帳に記録し、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに消防機関に報告する。</p> <p>③ 上記①又は②の自主点検を行い設備の維持管理をし、日常の自主点検の内容、方法等は社(店)内防火規則に定める。</p> <p>④ 上記の法定点検は(自社、委託)で行い、委託の場合の委託先は右のとおりである。</p> <p>○</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="829 1041 1109 1075">設 備 名</th> <th data-bbox="1109 1041 1396 1075">委 託 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	設 備 名	委 託 業 者 名																							<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>を 実 施</p>
設 備 名	委 託 業 者 名																										
<p>18</p> <p>防火対象物点検報告</p>	<p><input type="checkbox"/> 該 当</p>	<p><input type="checkbox"/> 非 該 当</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>を 実 施</p>																								
	<p>① 防火対象物点検結果報告の点検票に基づいて点検し、その結果を1年に1回、定期的に消防機関に報告する。</p> <p>② 上記の法定点検は、委託で行い、委託の場合の委託先は次のとおりとする。 委託先 _____</p> <p>③ 当社職員の点検資格者が行う。</p> <p>○</p>																										

19 危険物施設	<p>① 許可施設にあっては、危険物取扱者は法令の定めるところにより危険物施設の点検、整備等を実施し、平素から防火管理者と協力して火災予防に努める。</p> <p>○</p>	○ ○ を 実 施
20 火気管理	<p>① 各部署ごとに火元責任者を定め法令の定めるところにより、炉・かまど・厨房・ボイラー・ストーブ・こんろ・裸火・喫煙等の火気管理を行わせ、その業務の実施について必要な事項は社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>	○ ○ を 実 施
21 震災対策措置	<p>① 建物内の陳列物等の点検を行い、落下、転倒防止対策を行う。</p> <p>② 火気使用設備、器具の落下、転倒防止対策を行い、耐震装置の性能確認を行う。</p> <p>③ 危険物施設及び物品の点検検査を行い、流出、落下、転倒防止対策を行う。</p> <p>④ 地震に備え救急医療品、ラジオ、懐中電灯等を備え保管する。</p> <p>⑤ 自衛消防隊長は、直ちに隊を編成し、各部署に対し、必要な指示、命令を行う。</p> <p>⑥ 各部署の責任者は、地震後ただちに電気設備、危険物施設、火気使用設備について、点検、検査を行い、安全を確認する。</p> <p>⑦ 自衛消防隊長は、建物内外の被害状況を適格に把握し、今後の必要事項を指示する。</p> <p>⑧ 地震時の活動は、前記4、5、6、9に準じて行う。</p> <p>⑨ 細部事項については社(店)内防火規則で定める。</p> <p>○</p>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ を 実 施
22 防災教育	<p>① 震災対策を含む消防計画の内容、社(店)内防火規則の内容及び各勤務者の任務等を新入社員、勤務者(自衛消防隊員)及び各担当者に教育指導し、その徹底を図る。</p> <p>② 上記の他防災教育について必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>	○ ○ ○ ○ を 実 施
23 維持台帳	<p>① 維持台帳に「防火管理者選任(解任)届出書」、「消防計画」、「社(店)内防火規則」、「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」、「使用開始届出書控」、「危険物施設一覧表」、「条例による届出施設一覧表」、「防火管理記録」及び「査察結果通知書」などその他の必要な図書を編冊し保存するとともに、必要な記録を行う。</p> <p>② 消防法令により必要とされる「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」、ボイラー、変電設備等の各種届出を消防機関に届け出、副本を保存する。</p> <p>○</p>	○ ○ ○ ○ を 実 施
24 社(店)内防火規則	<p>① 本消防計画を実施するため必要な細部事項は、社(店)内防火規則に定め、その周知徹底を図ることにより、火災予防並びに従業員等の安全確保に努める。</p> <p>○</p>	○ ○ を 実 施
25	<p>その他必要事項 この計画は、 年 月 日から適用する。</p>	

防火管理業務の委託状況	方式	<input type="checkbox"/> 常駐	<input type="checkbox"/> 巡回	<input type="checkbox"/> 遠隔移報
	26	管理権原者氏名		
防火管理業務の委託状況	受託者の氏名(名称)及び住所(所在地)	氏名(名称) 住所(所在地) 電話		
	(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)	担当事務所 名称 所在地 電話		
受託者の行う防火管理業務	受託者の行う防火管理業務	① 火気使用箇所の点検等監視業務		常駐
		② 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理		常駐
受託者の行う防火管理業務の方法	受託者の行う防火管理業務の方法	③ 火災が発生した場合の初期消火、通報連絡及び避難誘導		常駐
		④ 周囲の可燃物の管理		常駐 巡回
受託者の行う防火管理業務の方法	受託者の行う防火管理業務の方法	⑤ 巡回による火気使用箇所の点検管理確認		巡回
		⑥ 火災を発見した場合の初期消火、通報連絡		巡回 遠隔移報
受託者の行う防火管理業務の方法	受託者の行う防火管理業務の方法	⑦ 火災異状の遠隔監視及び現場確認業務		遠隔移報
		⑧ その他 ()		常駐 巡回 遠隔移報
		○○○○○○○○○ を行う		
受託者の行う防火管理業務の方法	受託者の行う防火管理業務の方法	① 勤務場所	保安室	常駐
		② 常駐人員	休業日	人
受託者の行う防火管理業務の方法	受託者の行う防火管理業務の方法		従業時間内	人
			従業時間外	人
受託者の行う防火管理業務の方法	受託者の行う防火管理業務の方法	③ 委託区域	全域・部分	常駐 巡回 遠隔移報
		④ 委託時間帯		常駐 巡回 遠隔移報
受託者の行う防火管理業務の方法	受託者の行う防火管理業務の方法	⑤ 巡回回数・人員	回 人	巡回
		⑥ 待機場所・所要時間		分 遠隔移報
		○○○○○○○ を行う		